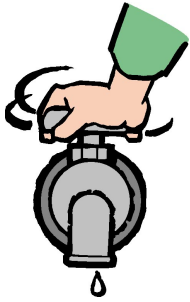


ご存知ですか！



宅地内の給水管や水道メーター、止水栓等の給水装置は、使用者(所有者)自らが責任を持って維持管理をし、これら維持管理不足による破損等の場合には使用者(所有者)が修繕すること等、只見町水道条例で決められています。(只見町水道条例第6条、同19条、同22条、同施行規則第1条)

この修理(軽微なものを除く)は、只見町から指定を受け、専門の資格試験に合格した技術者と機械器具を備えた事業者でなければ行う事ができません。(只見町水道条例第7条、水道法施行規則第13条(軽微な修理))

町内の指定給水装置工事事業者は下記のとおりです。

漏水修理等のお申し込みは、直接各事業者までご連絡下さい。

【町内指定給水装置工事事業者一覧表】

※ どの地区の事業者に依頼しても構いません。

地区	業 者 名	電 話	地区	業 者 名	電 話
只見地区	丸 平	82-2145	朝日地区	栗 木 金	84-2035
	共 栄	82-3372		設備屋ライフ・ワン	84-2516
	メグロデンキ	82-2233		ヤ マ イ シ	84-2573
				朝 日 建 設	84-2311
明和地区	梁 取 工 務 店	86-2861	漏水等でお困りの際は お電話ください。私 たち指定業者が責任 を持って対応します。 		
	吉 野 建 設	86-2116			
	平 山 建 設	86-2114			
	鶴 巻 設 備 工 業	86-2324			

水道メーターや給水管、止水栓の点検は日頃からこまめに実施しましょう。
メーターボックス周辺は物を置いたり、駐車したりしないようにしてください。
只見町は豪雪地域です。冬期間の凍結、漏水対策は万全にお願いします。
漏水は放置すると、水道料金が非常に高額となる場合がございます。

◆ 水道メーター検針員からのお知らせ【至急】 ◆

令和 年 月 日 にこちらの水道メーターを検針したところ、漏水があると疑われますので、早急に確認いただき、漏水が発見された場合は至急修理をお願いします。(裏面を参照)